

美濃加茂市議会  
第2回定例会議案

平成29年6月5日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 3号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号））	1
承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	1 6
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	4 7
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）	5 1
承第 7号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）	5 5
承第 8号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度美濃加茂市一般会計補正予算（第1号））	5 9
議第29号	美濃加茂市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例について	7 0
議第30号	美濃加茂市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について	7 1
議第31号	平成29年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）	7 4
議第32号	平成29年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	9 4
議第33号	美濃加茂市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて	1 1 0
議第34号	損害賠償の額を定めることについて	1 1 1
議第35号	美濃加茂市固定資産評価員の選任について	1 1 2

承第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月28日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号）

平成28年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,093,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		1,004,179	79	1,004,258
	1 寄附金	1,004,179	79	1,004,258
19 繰越金		1,813,809	27	1,813,836
	1 繰越金	1,813,809	27	1,813,836
歳入合計		22,093,215	106	22,093,321

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		7,026,559	106	7,026,665
	2 児童福祉費	2,936,796	106	2,936,902
歳 出	合 計	22,093,215	106	22,093,321

第2表

## 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎等施設管理・改修事業	千円 3,672
		契約事務	540
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	4,180
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業(追加分)	81,325
	2 児童福祉費	地域子育て支援拠点施設運営事業	4,346
6 商工費	1 商工費	中小企業支援事業	4,100
7 土木費	2 道路橋りょう費	一般道路改修事業	3,457
		上下水道関連事業	6,741
		道路施設補修点検事業	30,275
		橋りょう補修事業	33,706
	3 河川費	加茂川総合内水対策事業	27,800
	4 都市計画費	地籍調査委託事業	19,936
		美濃加茂市西部地区整備事業	26,865

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
		かわまちづくり整備事業	314,175
		Kisoジオパークにぎわい創出事業(定住)	1,996
9 教育費	3 中学校費	中学校大規模改修事業	120,210
	5 社会教育費	生涯学習施設整備事業(加茂野交流センター)	22,535
		生涯学習センター施設維持管理事業	4,958
	6 保健体育費	体育館管理事業	1,836
		前平・東総合運動場事業	3,327



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	7,026,559	106	7,026,665
歳出合計	22,093,215	106	22,093,321



2 歳 入

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	1,004,179	79	1,004,258
	1	寄 附 金	1,004,179	79	1,004,258
		3 民生費寄附金	3,041	79	3,120

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 児童福祉費 寄附金	79	1 児童福祉費寄附金

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	1,813,809	27	1,813,836
	1	繰越金	1,813,809	27	1,813,836
		1 繰越金	1,813,809	27	1,813,836

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	27	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

3	2	4	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			民生費	7,026,559	106	7,026,665	79	27
			児童福祉費	2,936,796	106	2,936,902	79	27
			保育園施設費	701,478	106	701,584	寄附金 79	27

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 備品購入費	106	保育所備品	公立保育園施設管理運営事業 106

承第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例  
(美濃加茂市税条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が <u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (所得割の課税標準) 第26条 (略)	(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が <u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (所得割の課税標準) 第26条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得

2・3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にそ

ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第26条の10 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の4及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条の6 市民税を申告納付する義務が

の記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第26条の10 所得割の納税義務者が、第26条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の4及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条の6 市民税を申告納付する義務が

ある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22

ある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様

号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75

式による納付書によつて納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第7

条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第32条の8第3項及び第34条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第32条の8第3項及び第34条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均

5条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の2第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第32条の8第3項及び第34条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第32条の8第3項及び第34条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均

等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第32条の8 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」

等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第32条の8 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出

という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき減額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第40条の2 (略)

2～7 (略)

されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき減額を減少させる更正

(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の課税標準)

第40条の2 (略)

2～7 (略)

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第40条の3 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第42条の6 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前7項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9・10 (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第42条の6 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第42条の6の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第55条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第55条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第55条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第55条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日か

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第42条の6の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第55条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第55条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第55条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第55条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以

ら起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第55条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第55条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第55条の2 法第349条の3の3第1項  
(同条第2項において準用する場合及び同  
条第3項(同条第4項において準用する場  
合を含む。)の規定により読み替えて適用  
される場合を含む。第5号及び次項におい  
て同じ。)の規定の適用を受けようとする  
者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避  
難の指示等が行われた場合において、避難  
等解除日の属する年が被災年の翌年以後の  
年であるときは、当該被災年度の翌年度か  
ら避難等解除日の属する年の1月1日から  
起算して3年を経過する日を賦課期日とす  
る年度までの各年度とし、被災市街地復興  
推進地域が定められた場合には、当該被災  
年度の翌年度から被災年の1月1日から  
起算して4年を経過する日を賦課期日とする  
年度までの各年度とする。)の初日の属す  
る年の1月31日までに次に掲げる事項を  
記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証す  
る書類を添付した申告書を市長に提出しな  
ければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適  
用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分  
又は翌々年度分(避難の指示等が行われた  
場合において、避難等解除日の属する年が  
被災年の翌年以後の年であるときは、当該  
被災年度の翌年度から避難等解除日の属す  
る年の1月1日から起算して3年を経過す  
る日を賦課期日とする年度までの各年度分  
とし、被災市街地復興推進地域が定められ  
た場合には、当該被災年度の翌年度から被  
災年の1月1日から起算して4年を経過す  
る日を賦課期日とする年度までの各年度分  
とする。)の固定資産税については、前条

(被災住宅用地の申告)

第55条の2 法第349条の3の3第1項  
(同条第2項において準用する場合及び同  
条第3項(同条第4項において準用する場  
合を含む。)の規定により読み替えて適用  
される場合を含む。第5号及び次項におい  
て同じ。)の規定の適用を受けようとする  
者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避  
難の指示等が行われた場合において、避難  
等解除日の属する年が被災年の翌年以後の  
年であるときは、当該被災年度の翌年度か  
ら避難等解除日の属する年の1月1日以後  
3年を経過する日を賦課期日とする年度ま  
での各年度)の初日の属する年の1月31  
日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、  
第4号に掲げる事実を証する書類を添付し  
た申告書を市長に提出しなければならない  
い。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適  
用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分  
又は翌々年度分(避難の指示等が行われた  
場合において、避難等解除日の属する年が  
被災年の翌年以後の年であるときは、当該  
被災年度の翌年度から避難等解除日の属す  
る年の1月1日以後3年を経過する日を賦  
課期日とする年度までの各年度分)の固定  
資産税については、前条の規定は、適用し  
ない。

の規定は、適用しない。

#### 附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

#### 2・3 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第4条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

#### 附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

#### 2・3 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第4条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第44項に規定する市

2・3 (略)

(読替規定)

第6条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

の条例で定める割合は、3分の1とする。

1 2 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 3 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

1 2 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助

金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過

金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法

法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)
-----

4 (略)

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1

律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)
-----

4 (略)

日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の右欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第14条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項か

第14条 削除

ら第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第67条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第14条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民

税の課税の特例)

第15条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年

税の課税の特例)

第15条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第26条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年

度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す

る年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 （略）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の10の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が

る年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 （略）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の10の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条

認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(美濃加茂市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市税条例の一部を改正する条例(平成26年美濃加茂市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る美濃加茂市税条例第66条及び附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第66条及び改正後の条例附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第66条第2号イ(イ)	3,900円	3,100円	改正後の条例第66条第2号イ	3,900円	3,100円
第66条第2号イ(ウ)(a)	6,900円	5,500円	第66条第2号イ	6,900円	5,500円
第66条第2号イ(ウ)(b)	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第66条第2号イ(イ)	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
第66条第2号イ(ウ)(b)	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

附則第13条 第1項	第66条	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条	改正後の条例 附則第13条 第1項の表以外の部分	第66条	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条
附則第13条 第1項の表第2号イ(イ)の項	第2号イ(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号イ(イ)	改正後の条例 附則第13条 第1項の表第2号イの項	第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号イ
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第13条 第1項の表第2号イ(イ)(a)の項	第2号イ(イ)(a)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号イ(イ)(a)		6,900円	5,500円
	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円
	10,800円	7,200円		3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円
附則第13条 第1項の表第2号イ(イ)(b)の項	第2号イ(イ)(b)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号イ(イ)(b)			

	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成29年美濃加茂市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第66条及び改正後の条例附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る美濃加茂市税条例第66条及び附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
改正後の条例	3,900円	3,100円	第66条第2	3,900円	3,100円
第66条第2	6,900円	5,500円	号イ(イ)		
号イ	10,800円	7,200円	第66条第2	6,900円	5,500円
	3,800円	3,000円	号イ(ウ)(a)	10,800円	7,200円
	5,000円	4,000円	第66条第2	3,800円	3,000円
改正後の条例	第66条	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）	号イ(ウ)(b)	5,000円	4,000円
附則第13条		附則第6条の規定により読み替	附則第13条	第66条	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）
第1項の表以外の部分			第1項		附則第6条の規

		えて適用される 第66条
改正後の条例 附則第13条 第1項の表第 2号イの項	第2号イ	平成26年改正 条例附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第66条第 2号イ
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号  
に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条中美濃加茂市税条例附則第13  
条の改正規定及び第3条の規定による美

		定により読み替 えて適用される 第66条
附則第13条 第1項の表第 2号イ(イ)の 項	第2号イ(イ)	平成26年改正 条例附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第66条第 2号イ(イ)
	3,900円	3,100円
附則第13条 第1項の表第 2号イ(ウ)(a) の項	第2号イ(ウ) (a)	平成26年改正条 例附則第6条の 規定により読み 替えて適用され る第66条第2 号イ(ウ)(a)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第13条 第1項の表第 2号イ(ウ)(b) の項	第2号イ(ウ) (b)	平成26年改正 条例附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第66条第 2号イ(ウ)(b)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号  
に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条中美濃加茂市税条例附則第13  
条の改定規定 平成29年4月1日

<p>濃加茂市税条例の改正規定 平成29年 4月1日</p> <p>(3) 第2条及び第4条の規定による美濃加 茂市税条例の改正規定 平成31年10 月1日</p>	<p>(3) 第2条から第4条の規定による美濃加 茂市税条例の改正規定 平成31年10 月1日</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成29年美濃加茂市条例第7号）の改正 公布の日
- (2) 第1条中美濃加茂市税条例第17条の改正及び附則第4条の2第1項の改正並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条中美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号）の改正 平成31年10月1日
- (4) 第1条中美濃加茂市税条例附則第6条の2第12項を同条第13項とし、同項の前に2項を加える改正（同条第12項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第32条の6第3項及び第5項並びに第32条の8第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に改正後の条例第32条の6第3項又は第32条の8第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第40条の2第8項及び附則第6条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項に

において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 改正後の条例第40条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第42条の6の2第2項及び第55条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを美濃加茂市税条例第67条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(美濃加茂市税条例第71条及び第72条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

承第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) <u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u> 2 <u>法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</u> 3 <u>法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> (用途変更宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)	附 則 1 (略)          (用途変更宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)

4 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 (略)

6 (略)

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれら

2 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 (略)

4 (略)

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれら

の規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 (略)

(読替規定)

11 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から前項ま

の規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 (略)

(読替規定)

9 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から第8項ま

での「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

12 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

での「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

10 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の次に2項を加える改正（附則第3項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年美濃加茂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。  (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定し	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。  (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合に <u>あつては</u> 、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発

た日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号

生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあつては、そのうち1人につい

<p>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>ては367円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用

し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成12年美濃加茂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>26万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日</p>

課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、49万円に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、48万円に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

<p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。



承第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年4月10日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

平成29年度美濃加茂市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,772,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		600,000	2,142	602,142
	1 繰越金	600,000	2,142	602,142
歳入合計		19,770,000	2,142	19,772,142

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,728,394	2,142	2,730,536
	1 総務管理費	2,265,782	2,142	2,267,924
歳 出	合 計	19,770,000	2,142	19,772,142



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,728,394	2,142	2,730,536
歳出合計	19,770,000	2,142	19,772,142



2 歳 入

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	600,000	2,142	602,142
	1	繰越金	600,000	2,142	602,142
		1 繰越金	600,000	2,142	602,142

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	2,142	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	2,728,394	2,142	2,730,536		2,142
	1		総務管理費	2,265,782	2,142	2,267,924		2,142
		6	企画費	1,110,512	2,142	1,112,654		2,142

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
14 使用料及び 賃借料	2,142	試験運行車両借上料	バス路線対策事業 2,142

議第 29 号

美濃加茂市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例  
について

美濃加茂市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例を下記のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例  
(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第 2 項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の制限を緩和することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定に基づく美濃加茂市太田西公園娯楽・レクリエーション地区に係る都市計画の決定の告示(以下「都市計画決定告示」という。)があった区域(以下「建築制限緩和地区」という。)とする。

(制限の緩和)

第 4 条 建築制限緩和地区においては、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 2 項第 5 号に規定する運動施設は、法第 48 条第 3 項の規定にかかわらず、建築することができる。

附 則

この条例は、都市計画決定告示の日から施行する。

議第30号

美濃加茂市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する  
条例について

美濃加茂市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を下記  
のとおり制定する。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例  
美濃加茂市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年美濃加茂市条例  
第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(案内標識及び警戒標識の寸法の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、 「高さ限度緩和指定道路（(118の5— <u>A・B</u>）」及び「まわり道（(120—A)）」 を表示する案内標識並びに警戒標識につい ては、道路の形状又は交通の状況により特別 の必要がある場合にあっては図示の寸法（前 項に規定するところにより図示の横寸法を 拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示 の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、 それぞれ拡大することができる。</p> <p>(特定の案内標識の文字等の大きさ)</p> <p>第6条 案内標識のうち、「入口の方向」、「入 口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の 予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著 名地点（(114—B)）」、「非常電話」、「待 避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、</p>	<p>(案内標識及び警戒標識の寸法の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、 「高さ限度緩和指定道路（(118の4— <u>A・B</u>）」及び「まわり道（(120—A)）」 を表示する案内標識並びに警戒標識につい ては、道路の形状又は交通の状況により特別 の必要がある場合にあっては図示の寸法（前 項に規定するところにより図示の横寸法を 拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示 の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、 それぞれ拡大することができる。</p> <p>(特定の案内標識の文字等の大きさ)</p> <p>第6条 案内標識のうち、「入口の方向」、「入 口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の 予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著 名地点（(114—B)）」、「非常電話」、「待 避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、</p>

「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（(118の5-A・B)）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その10分の7の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

（案内標識及び警戒標識の縁等の太さ）

第7条 案内標識の縁は、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（(120-B)）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路（(118の5-A・B)）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とし、案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。

「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（(118の4-A・B)）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その10分の7の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

（案内標識及び警戒標識の縁等の太さ）

第7条 案内標識の縁は、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（(120-B)）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路（(118の4-A・B)）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とし、案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議第31号

平成29年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,790,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,204,263	43	2,204,306
	2 国庫補助金	274,265	43	274,308
15 県支出金		1,196,213	1,213	1,197,426
	1 県負担金	734,372	912	735,284
	3 委託金	110,722	301	111,023
19 繰越金		602,142	7,318	609,460
	1 繰越金	602,142	7,318	609,460
20 諸収入		738,019	9,378	747,397
	4 雑入	472,520	9,378	481,898
歳入合計		19,772,142	17,952	19,790,094

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,730,536	2,000	2,732,536
	1 総務管理費	2,267,924	2,000	2,269,924
3 民生費		6,969,169	5,490	6,974,659
	1 社会福祉費	3,583,422	5,490	3,588,912
9 教育費		2,611,705	10,462	2,622,167
	1 教育総務費	391,687	304	391,991
	2 小学校費	570,949	459	571,408
	3 中学校費	100,181	321	100,502
	6 保健体育費	945,741	9,378	955,119
歳 出 合 計		19,772,142	17,952	19,790,094







2 歳 入

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,204,263	43	2,204,306
	2	国庫補助金	274,265	43	274,308
		6 教育費国庫補助金	62,805	43	62,848

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 小学校費補助金	29	1 特別支援教育就学児童奨励費補助金
2 中学校費補助金	14	1 特別支援教育就学生徒奨励費補助金

(款) 15 県支出金  
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,196,213	1,213	1,197,426
	1	県負担金	734,372	912	735,284
	1	民生費県負担金	718,112	912	719,024
	3	委 託 金	110,722	301	111,023
	5	教育費委託金	530	301	831

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 保険基盤安定負担金	912	1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金
1 教育総務費委託金	301	1 地域プラットフォーム形成支援事業委託金

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	602,142	7,318	609,460
	1	繰越金	602,142	7,318	609,460
		1 繰越金	602,142	7,318	609,460

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	7,318	1 前年度繰越金

(款) 20 諸収入  
(項) 4 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		諸収入	738,019	9,378	747,397
	4	雑収入	472,520	9,378	481,898
	5	学校給食事業収入	322,058	9,378	331,436

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 給食費収入	9,378	1 小学校給食費 2 中学校給食費 3 その他給食費	5,471 3,747 160

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	2,730,536	2,000	2,732,536		2,000
	1		総務管理費	2,267,924	2,000	2,269,924		2,000
		6	企 画 費	1,112,654	2,000	1,114,654		2,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	2,000	新路線地域支線運行負担金	バス路線対策事業 2,000

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	6,969,169	5,490	6,974,659	912	4,578
	1	社会福祉費	3,583,422	5,490	3,588,912	912	4,578
	2	福祉会館費	42,187	4,274	46,461		4,274
	8	後期高齢者 医療費	549,566	1,216	550,782	県支出金 912	304

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
13 委託料	2,426	高木剪定業務	総合福祉会館事務 4,274
15 工事請負費	1,848	設備維持補修	
28 繰出金	1,216	後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	後期高齢者医療会計繰出金 1,216

(款) 9 教育費  
(項) 1 教育総務費

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,611,705	10,462	2,622,167	9,722	740
	1	教育総務費	391,687	304	391,991	301	3
	2	事務局費	341,734	304	342,038	県支出金 301	3
	2	小学校費	570,949	459	571,408	29	430
	2	小学校教育 振興費	39,353	459	39,812	国庫支出金 29	430
	3	中学校費	100,181	321	100,502	14	307
	2	中学校教育 振興費	29,768	321	30,089	国庫支出金 14	307
	6	保健体育費	945,741	9,378	955,119	9,378	
	3	学校給食セ ンター費	535,403	9,378	544,781	諸収入 9,378	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
8 報償費	84	講師謝礼	地域プラットフォーム形成支援事業 304
9 旅費	5	費用弁償	
11 需用費	204	消耗品費 189 食糧費 12 印刷製本費 3	
12 役務費	5	郵便料 2 振込手数料 3	
14 使用料及び賃借料	6	ガスボンベ借上料	
20 扶助費	459	準要保護児童就学援助	児童就学援助・奨励事業 459
20 扶助費	321	準要保護生徒就学援助	生徒就学援助・奨励事業 321
11 需用費	9,322	給食材料費	給食材料費 9,378
12 役務費	56	パン加工手数料	

議第32号

平成29年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

平成29年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		400,717	7,914	408,631
	1 後期高齢者医療保険料	400,717	7,914	408,631
4 繰入金		129,941	1,216	131,157
	1 一般会計繰入金	129,941	1,216	131,157
5 繰越金		2,000	265	2,265
	1 繰越金	2,000	265	2,265
歳入合計		544,510	9,395	553,905

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,168	265	12,433
	2 徴収費	7,127	265	7,392
2 後期高齢者医療広域連合納付金		517,980	9,130	527,110
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	517,980	9,130	527,110
歳 出	合 計	544,510	9,395	553,905



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	12,168	265	12,433
2 後期高齢者医療広域連合納付金	517,980	9,130	527,110
歳出合計	544,510	9,395	553,905



2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料  
 (項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	400,717	7,914	408,631
	1	後期高齢者医療保険料	400,717	7,914	408,631
		1 特別徴収保険料	254,071	5,030	259,101
		2 普通徴収保険料	146,646	2,884	149,530

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 特別徴収保険料現年度分	5,030	1 特別徴収保険料
1 普通徴収保険料現年度分	2,884	1 普通徴収保険料

(款) 4 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
4		繰入金	129,941	1,216	131,157
	1	一般会計繰入金	129,941	1,216	131,157
	2	保険基盤安定繰入金	91,931	1,216	93,147

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	1,216	1 保険基盤安定繰入金

(款) 5 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
5		繰越金	2,000	265	2,265
	1	繰越金	2,000	265	2,265
		1 繰越金	2,000	265	2,265

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	265	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 2 徴収費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
1		総務費	12,168	265	12,433	265	
	2	徴収費	7,127	265	7,392	265	
		1 徴収費	7,127	265	7,392	繰越金 265	

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 役 務 費	265	郵便料	後期高齢者医療保険料徴収事務 265

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金  
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

2	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						繰入金	保険料
		後期高齢者 医療広域連 合納付金	517,980	9,130	527,110	1,216	7,914
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	517,980	9,130	527,110	1,216	7,914
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	517,980	9,130	527,110	繰入金 1,216	7,914

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	9,130	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 9,130

議第33号

美濃加茂市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、美濃加茂市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第34号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり自動車事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

平成29年6月5日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

- |   |          |            |
|---|----------|------------|
| 1 | 損害賠償の総額  | 1,298,140円 |
|   | 上記金額の内訳  |            |
|   | (1) 治療費  | 546,850円   |
|   | (2) 通院費  | 8,550円     |
|   | (3) 文書料  | 540円       |
|   | (4) 休業損害 | 262,200円   |
|   | (5) 慰謝料  | 480,000円   |
| 2 | 損害賠償の相手方 |            |

議第 3 5 号

美濃加茂市固定資産評価員の選任について

美濃加茂市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所  
氏 名 神 野 浩 明  
生年月日



